

[事案 27-308] 死亡保険金支払請求

・平成 28 年 11 月 29 日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

申立人代表者夫婦の子供が平成 26 年 1 月、自室で縊死したのは、うつ病による病死であるとして死亡保険金の支払いを（本件請求 1）、仮に、自殺免責期間内の自殺で、免責事由に該当するとしても、当該免責事由に該当することになったのは、募集人の過失により本件契約への加入が 5 か月遅れたことによるとして、死亡保険金相当額の損害賠償を（本件請求 2）、求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

- (1) 申立人代表者夫婦の子供は、うつ病と診断されて、病院に通院していたので、うつ病の影響下に死亡したものであるから、支払免責事由には当たらない。（本件請求 1）
- (2) 仮に、本件請求 1 が認められないとしても、自殺免責規定が適用されることになったのは、平成 22 年 12 月に申立人の全従業員を被保険者とした他社の終身医療保険からこの保険会社の医療保険に乗り換える際に、募集人が申立人代表者夫婦の子供について定期保険の付保を失念し、5 か月後の平成 23 年 5 月に本件契約に加入することになったからである。募集人が定期保険の付保を失念していなければ、自殺免責規定が適用されることなく支払われた死亡保険金と同額を損害として賠償を求める。（本件請求 2）

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件請求 1 に対して、申立人代表者夫婦の子供が、うつ病に罹患していたこと自体を否定するものではないが、うつ病により申立人代表者夫婦の子供が「自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱していた」とは認められない。申立人代表者夫婦の子供の死亡は病死ではなく、自殺免責規定にいう「自殺」に該当する。
- (2) 本件請求 2 に対して、募集人が平成 22 年 12 月に定期保険を付保しなかったのは、申立人代表者の配偶者から、申立人代表者夫婦の子供は死亡保障のある他社の生命保険に加入していることを理由に不要と言われたからであり、募集人の過失は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件契約に加入するまでの経過を把握するため、申立人代表者夫婦と募集人 2 名の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、本件請求 1 については、業務規程第 32 条第 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切り、また、本件請求 2 については、和解により解決を図ることが相当であると判断し、同規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

(1) 本件請求 1 について

申立人代表者夫婦の子供が精神疾患に罹患していたことと自殺との因果関係を判断す

るには、申立人代表者夫婦の子供の精神疾患の程度、性格、自殺に至るまでの言動や精神状態、自殺行為の態様、動機の有無などを総合的に斟酌しなくてはならないが、そのためには、カルテ・診療録等の医的資料の取り寄せ、担当医師や申立人代表者夫婦の子供の周囲の人物からの事情聴取、専門医による鑑定等が必要となるところ、裁定手続には、かかる調査、第三者からの事情聴取や鑑定の手続は設けられていない。

したがって、「自殺」該当性について、裁定審査会が適正に判断することは著しく困難といわざるを得ず、この判断は裁判手続によるのが相当といえる。

(2) 本件請求2について

申立人代表者夫婦の子供に定期保険が付保されなかったのが、募集人が失念したためであったとまでは認められないものの、申立人においては、申立人代表者夫婦の子供を含む従業員に対し、福利厚生の一環として従業員を被保険者とする死亡保障と医療保障の保険に加入する意向を有していたことが認められ、申立人のこうした意向については、募集人においても、知り得ていたものと認められる。そうすると、乗換契約時において、募集人は、申立人の上記意向への配慮が必ずしも十分でなかった可能性を否定することはできない。

また、本件契約の申込日には、不適切な誤記の訂正（保険会社の所持する申込書のみ訂正）があった。